

超低金利時代を背景に、高配当や高利回りをうたった詐欺的な投資話や、ハイリスク・ハイリターン金融商品による被害が増えています。このような被害は高齢者に多く、老後の蓄えを失うなど深刻なケースも少なくありません。

未公開株のトラブル

増加傾向にあります。未公開株とは証券取引所や店頭で上場して



被害を受けた取引としては、海外商品先物取引やロコ・ロンドン金取引、未公開株取引などがあります。国民生活センターによると、10月6日現在の未公開株のトラブルは、前年同期に比較して601件多い1676件

巧妙化する勧誘手口

売をすることが多くあり、中には、会社経営実態が怪しいなど詐欺的なケースもあ

また業者の勧誘手口は、複数の業者が登場する「劇場型」、金融庁や消費生活センターなどをかたり消費者を安心させる「公的機関買い取りを約束する「代理購入型」、過去に未公開株を購入したことのある消費者に被害をうたう「被害回復をうたう」などです。被害回復をうたう「被害回復型」などです。複数の業者が登場し消費意欲をあおったり、過去の被害を回復したいという消費者の心理に付け入るなど

巧妙化しています。被害に遭わないためには、「あなただけがもうかる」ような面白い話はないのできっぱりと断りましょう。また、過去に未公開株を購入したことのある消費者を狙って、複数業者が執拗に勧誘した「被害回復」をうたって消費者をだますケースがあるので注意しましょう。断り切れずに契約してしまったら、怪しいと思ったら、すぐにアイネスや各市区町村の消費生活相談窓口に相談ください。

(県消費生活・男女共同参画プラザ) アイネス、☎097・534・0999 消費生活相談電話